

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から52年5月まで
② 昭和54年9月から62年9月まで

私は、結婚を契機に、申立期間①及び②を含む独身時の未納期間の国民年金保険料を納付しようと思い、その旨を告げた上で、平成元年4月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行った。

その後、「国民年金新規加入者のみなさんへ」という文書と共に年金手帳と国民年金保険料の納入通知書が届いたので、その納入通知書に基づき、40万円ぐらいの金額を金融機関で遡って一括して納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚を契機に、申立期間①及び②を含む独身時の未納期間の国民年金保険料を納付しようと思い、その旨を告げた上で、平成元年4月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②を含む独身時の未納期間の保険料を金融機関で遡って一括して納付したと主張しているところ、同年2月の保険料は、同年5月に納付されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間②のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間は、平成元年2月の保険料と同様に過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする町では、平成元年当時、国民年金の加入手続時に国民年金保険料の未納期間がある場合、過年

度納付することが可能な期間についての納入通知書を発行していたとして
いる上、申立人が所持する同町発行の「国民年金新規加入者のみなさん
へ」という文書には、納入通知書を送付する旨の記述があることから、申
立人が、申立期間②のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納
付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月ま
での期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される
平成元年 5 月頃の時点では、当該期間の国民年金保険料を遡って一括して
納付することができる特例納付制度は実施されていない上、申立人は、当
該期間の保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が定かではないこ
とから、申立人が、当該期間の保険料を遡って一括して納付していたとは
考え難い。

また、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間①及
び申立期間②のうち、昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料
を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、申立人が当該期間
の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が
無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事
情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認
められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から57年9月まで
② 昭和57年11月から59年3月まで
③ 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和53年4月に会社を退職した後に、すぐに区役所で国民健康保険の加入手続を行った。その当時、国民健康保険と一緒に国民年金に加入する制度であったことから、同時に国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間①及び②の国民年金保険料については、毎月、口座振替により1か月当たり7,000円から8,000円ぐらいを納付していた。

申立期間③について、私は、昭和60年10月に海外から帰国した後に、区役所で国民年金の再加入手続を行い、帰国後の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③当時、国民年金保険料を納付する資力はあったはずであるにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、昭和60年10月に海外から帰国した後に、区役所で国民年金の再加入手続を行い、帰国後の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が当時居住していた市で保管していた国民年金被保険者名簿の異動年月日から、申立人が国民年金の再加入手続を行ったのは、61年2月と確認できることから、加入手続を行った時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間③後に国民年金保険料の未納は無い上、当該期間は6か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和53年4月に会社を退職した後に、すぐに区役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金にも加入していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧であることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和59年4月と推認されることから、加入手続を行うまでは、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、保険料を遡って納付したとする申立人の主張も無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月、6年12月及び7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月
② 平成6年12月
③ 平成7年2月

私は、平成5年11月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入手続を行った後、私が金融機関等で納付書により納付した。申立期間②及び③の保険料については、加入手続後しばらくしてから、私名義の口座で口座振替により保険料を納付するようになったが、当時アルバイトをしていた会社から給料の支払が遅れ、当該口座の残高が不足したため口座振替により納付できなかったため、私が後日送られてきた納付書により金融機関等で複数回遡って納付した。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成5年11月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金被保険者名簿の異動年月日から同年12月と推認でき、申立内容と一致する上、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、申立人名義の口座で口座振替により国民年金保険料を納付するようになったが、残高が不足したため口座振替により保険料を納付することができなかったため、後日送られてきた

納付書により複数回遡って保険料を納付したと主張しているところ、平成8年1月に申立人に対して納付書が発行されていることが申立人のオンライン記録で確認でき、その時点で申立期間②及び③の保険料は過年度納付により納付することが可能であったことから、申立人が、当該期間の保険料を過年度納付により納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、20歳になったときは学生だったので、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が両親の分と一緒に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が両親の分と一緒に金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の両親の申立期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間後については、オンライン記録で確認できる範囲において、申立人とその両親の保険料の納付行動は同一であったことが推認できることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の母親は、「息子（申立人）が大学を卒業した後は、夫婦の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から47年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで
③ 昭和49年10月から51年3月まで

私が20歳になった昭和43年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私及び母親の二人分の定額保険料と一緒に郵便局で納付してくれた。

昭和47年12月に、私及び母親は、付加年金に加入し、私が結婚する49年5月まで、母親が、私及び母親の二人分の定額保険料及び付加保険料と一緒に郵便局で納付してくれた。

結婚後は、私が、定額保険料及び付加保険料を集金人に納付していた。

申立期間①の定額保険料、申立期間②の定額保険料及び付加保険料、申立期間③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和49年5月に結婚した後は、定額保険料及び付加保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間②直前の同年同月に、氏名変更手続、住所変更手続及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行っていることが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できる。

また、申立人は、i) 申立期間②直前の昭和49年4月から同年6月までの定額保険料及び付加保険料を申立人が結婚した後の同年7月に納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認できること、ii) 申立期間②直後の同年10月から申立人が第3号被保険者となる前月の61年3

月までの定額保険料を全て納付している上、51年4月からは付加保険料も納付していることが、申立人が所持する領収証書及び申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人は、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が3か月と短期間である申立期間②の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、20歳になった昭和43年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、47年12月頃であると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母親が、申立期間①の申立人及びその母親の二人分の定額保険料と一緒に郵便局で納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付金額等についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間③の定額保険料及び付加保険料を集金人に納付していたと主張しているが、i) 申立人は、昭和49年11月に転居した区において、申立期間③直後の51年4月に、付加年金に加入していることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できること、ii) 申立期間③のうち、申立人が所持する50年1月から51年3月までの領収書は、定額保険料額と付加保険料額を別々に記載する様式となっているところ、その領収書には、定額保険料額しか記載されていないこと、iii) 同年4月及び同年5月の付加保険料は、通常の納付書と異なる納付書により、別途納付されていることが、申立人が所持する領収書により確認できることから、申立人が、申立期間③の付加保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立期間①の定額保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの期間、平成元年 6 月及び 2 年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで
④ 平成元年 6 月
⑤ 平成 2 年 3 月

結婚後しばらくした昭和 47 年 11 月頃に、自宅に来た区役所の職員から、国民年金へ加入して、国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付するよう説明されたので、私が、区役所の出張所で私及び元夫の国民年金の加入手続を行った。

後日、私が、私及び元夫の 20 歳から国民年金の加入手続時までの二人分の定額保険料を一緒に遡って一括して区役所の出張所で納付した。

その後は、毎月、私が、私及び元夫の二人分の定額保険料を一緒に郵便局又は金融機関で納付していた。

昭和 50 年 4 月には、私が、私及び元夫の二人分の付加年金の加入手続を行い、57 年 6 月に離婚するまで、毎月、私及び元夫の二人分の定額保険料及び付加保険料を金融機関で納付していた。

その後は、平成 8 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで、毎月、自分の定額保険料及び付加保険料を金融機関で納付していた。

申立期間①の定額保険料、申立期間②、③、④及び⑤の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、昭和 50 年 4 月に、申立人及

びその元夫の付加年金の加入手続を行い、57年6月に離婚するまで、毎月、申立人及びその元夫の二人分の定額保険料及び付加保険料を金融機関で納付し、その後は、平成8年3月に厚生年金保険に加入するまで、毎月、自分の定額保険料及び付加保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和50年9月頃であると推認され、申立人は、その年度当初である同年4月から、厚生年金保険の被保険者期間を除き、60歳に到達するまでの32年以上にわたる国民年金加入期間の定額保険料を全て納付している上、付加保険料を納付している期間もあることから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間③、④及び⑤について、通常は付加保険料を含めた国民年金保険料の納付書が発行されるところ、それぞれの期間の前後の期間の定額保険料及び付加保険料は、納付済みとされている上、申立期間③、④及び⑤の保険料が納付期限を過ぎて納付され、付加保険料のみが還付された形跡も見当たらないことから、申立人が申立期間③、④及び⑤の付加保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、結婚後しばらくした昭和47年11月頃に、自宅に来た区役所の職員から、国民年金に加入して、国民年金保険料を20歳まで遡って納付するよう説明されたので、申立人が、区役所の出張所で申立人及びその元夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記1のとおり、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続が行われたのは、50年9月頃であると推認されることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立人及びその元夫の20歳から国民年金の加入手続時までの二人分の定額保険料を一緒に遡って一括して区役所の出張所で納付したと主張しているが、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和50年9月頃は、第2回特例納付の実施期間中であるが、その当時、区役所の出張所では、過年度保険料を納付することができなかったことが確認できる上、申立人は、遡って一括して納付した金額についての記憶が定かではないことから、申立人が、申立人及びその元夫の20歳から国民年金の加入手続時までの二人分の定額保険料を一緒に遡って一括して納付したとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立人及びその元夫の20歳から国民年金の加入手続時までの二人分の定額保険料を一緒に遡って一括して納付した後は、申立人が、毎月、申立人及びその元夫の二人分の定額保険料を一緒に郵便局又

は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、その元夫の当該期間の定額保険料も未納とされていることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和 50 年 4 月に、申立人が、申立人及びその元夫の付加年金の加入手続を行い、57 年 6 月に離婚するまで、毎月、申立人及びその元夫の二人分の定額保険料及び付加保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の付加年金の加入手続が行われたのは、50 年 9 月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、当該期間は、付加保険料を納付することができない期間である上、その元夫の当該期間の付加保険料も未納とされている。

その上、申立人が申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの期間、平成元年 6 月及び 2 年 3 月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所や金融機関で納付していた。

しかし、申立期間当時は、諸事情で国民年金保険料を納付しておらず、その後、時期や保険料額及び納付場所は不明だが、市役所で、「2 年分遡って納付することができる。」と聞いたので、保険料を遡ってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間後、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険被保険者の妻であった時期も国民年金へ任意加入し、60 歳に到達した後の平成 20 年 4 月からも任意加入するなど、保険料の納付意欲が高いと考えられる。

また、オンライン記録において、申立期間前後の国民年金保険料の納付状況は、全て現年度納付された記録となっている。申立人は、「市役所で保険料は 2 年分遡って納付できると聞いたことから遡って納付した。」と述べていることを踏まえると、仮に、申立人は昭和 52 年 5 月以降に市役所で当該説明を聞いたとした場合、その時点では昭和 51 年度の保険料についても未納であったこととなるが、同年度の保険料が過年度納付されたことを示す記録は無く、このことから申立人は昭和 52 年 4 月までには市役所を訪れたと考えて不合理ではなく、その時点において申立期間の保険料は時効にかからず納付することができた上、当該期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から6年2月まで

平成元年10月に、私が会社を退職したため、妻が、区役所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、妻が、口座振替の手続を行い、毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月に、会社を退職したため、その妻が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、その妻が、口座振替の手続を行い、毎月納付していたはずであると主張しているところ、申立人は、申立期間のうち、3年、4年及び5年分の「給与所得者の保険料控除申告書（以下「申告書」という。）」を所持しており、それぞれの社会保険料控除欄に保険料額として記載されている金額は、3年、4年及び5年のそれぞれ1年分の保険料額の合計金額と一致していることから、当該期間については、保険料が納付されていたものと推認できる。

また、申立人が経営する会社を担当する会計事務所の担当者は、申立人が平成元年12月に会社を設立してから現在まで、申告書に記載されている国民年金保険料額については、保険料の領収書又は申立人の預金通帳と突合して確認している旨証言している。

さらに、i) 申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料の口座振替の手続を行ったとするその妻は、自身が厚生年金保

険に加入していた平成5年10月から6年1月までの期間を除く申立期間の保険料は全て納付済みとされていること、ii) その妻は、平成元年分及び2年分の申告書を所持しておらず、6年分の申告書の社会保険料控除欄には金額が記載されていないが、元年1月から2年12月までの期間及び6年2月から同年12月までの期間の保険料は納付済みとされていること、iii) その妻は、自身が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料の口座振替の手続を行った旨証言していることから、申立期間のうち、申立人がその妻と同様に申告書を所持していない元年10月から2年12月までの期間及び申告書の社会保険料控除欄に金額が記載されていない6年1月及び同年2月の保険料が納付されていたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

私は、2回目に就職した会社を退職した後、資格を取るためにすぐには就職しないと分かっていたので、自宅近くの市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。

その後、納付書により最寄り駅周辺の金融機関又は郵便局で、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2回目に就職した会社を退職後、当時居住していた市の市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和59年2月又は同年3月と推認され、当時居住していた市では、当該行政センターで国民年金の加入手続等の業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間後の昭和63年1月にも、厚生年金保険から国民年金へ切替え、国民年金保険料を納付することとなった時期があったが、その際は、切替手続直後の同年2月から保険料の納付を開始していることが確認できることに加え、その後、国民年金第3号被保険者となった際の届出も速やかに行っていることが確認できることから、申立人の保険料の納付意欲及び国民年金に関する意識は高いと考えられ、そのような申立人が、59年2月又は同年3月に国民年金の加入手続を行いながら、60年4月まで保険料を

納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、時期は不明だが、国民年金の加入手続を区役所で行った。現在所持している年金手帳は加入後に送られてきたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が、送られてきた納付書により区役所で納付していたが、納付額及び納付頻度の記憶は無い。申立期間①より前の保険料は夫の保険料と一緒にまとめて納付した記憶はあるが、申立期間①以降は夫婦別々に保険料を納付しており、自分の保険料に未納が無いように納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、申立期間①より前の国民年金保険料について、その夫の保険料と一緒にまとめて納付し、申立期間①後の保険料については、夫婦別々に納付していたと述べており、特殊台帳において、申立人及びその夫が同一日に第 2 回特例納付を行っていることが確認できることに加え、申立期間①後の保険料については、被保険者名簿及びオンライン記録において、夫婦の納付状況は異なっていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立期間①について、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の直後の保険料は前納されていることに加え、特殊台帳において、昭和 56 年度及び 57 年度の

納付書が発行されている記載が認められる。

さらに、特殊台帳において昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料が、厚生年金保険料との重複納付のため 58 年 12 月又は 59 年 12 月に還付されている記録が確認できる。制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされているが、申立人が重複して納付した保険料は、充当されずに、申立人に全額還付されており、当該還付金が生じた時点において、申立期間①のうち、少なくとも 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間については保険料納付の時効が成立する前であることから、申立期間①の保険料は納付されていたと考えても特段不合理ではない。

加えて、申立期間③は、3 か月と短期間であり、申立人は、納付済みとされている前後の期間の国民年金保険料を過年度納付しており、当該期間の保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の未納が無いように納付したと述べているものの、厚生年金保険から国民年金への切替手続等の具体的な記憶が曖昧で、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録において、申立期間②の直後の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付され、61 年 4 月から同年 6 月までの保険料の納付時期は 63 年 7 月であることが確認できることに加え、当時居住していた市の被保険者名簿において、昭和 63 年度分の保険料の最初の納付月が昭和 63 年 8 月であることが認められることから、申立人は 58 年 8 月に国民年金の資格喪失手続を行った後、63 年 7 月頃までは改めて国民年金に加入する手続を行っていなかったと推認でき、申立期間②の保険料を当該期間当時において納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、いつ頃か定かではないが、父親が行い、国民年金保険料は、私が結婚した昭和 52 年 3 月に、父親が申立期間の保険料を納付し、私の結婚後、いつ頃か定かではないが、その納付を証明する国民年金被保険者名簿の写しを送付してくれた。

父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の年金手帳の発行日から、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとするその父親は、申立人の国民年金の加入手続を申立期間内である昭和 51 年 8 月頃に行っていたと推認されることに加え、その父親は、自身の保険料を全て納付している上、付加保険料も納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられることから、申立人の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人は、自身の国民年金保険料の納付を証明する国民年金被保険者名簿の写しを所持しており、同名簿の写しの納付記録欄には、申立期間である昭和 51 年度の箇所「4～3(納)完納」と記載されており、日本年金機構において、磁気媒体化し保管している同名簿にも、同様の記載が確認できることから、正規の納付に基づくものであると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成13年に独立して事業を開始したとき、将来のことが心配になり、妻と一緒に国民年金について市役所へ相談に行った。その際、国民年金への加入を勧められ、2年間遡って国民年金保険料が納付できると聞いたことから、加入手続を行い、同年4月に、11年3月まで遡って保険料を納付した。そのとき、妻の保険料も一緒に遡って納付したと思う。妻の保険料は全て納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年に、国民年金への加入を勧められ、国民年金保険料は2年間遡って納付できると聞いたことから、夫婦で国民年金に加入し、同年4月に、遡って申立人及びその妻の保険料を納付したと述べている。申立人の国民年金の加入手続は、申立人の基礎年金番号の直後の番号が付番された被保険者の第3号被保険者該当の届出の処理日等から、同年3月又は同年4月に行われていたと推認でき、現在納付済みとされている11年3月から12年3月までの保険料は、13年4月に遡って納付されており、その妻の11年3月から13年3月までの間の、国民年金被保険者であった期間の保険料の納付状況についても同様であり、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人が平成13年4月に納付したとする、前述の期間及びその妻の平成13年度分の国民年金保険料額は、実際に当該期間の保険料を納付するために必要な金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、推認される加入時点において49歳を過ぎており、60

歳まで国民年金保険料を納付し続けたとしても、受給できる老齢基礎年金額は満額の老齢基礎年金額の3分の1程度であることから、保険料納付済月数を少しでも増やそうとする明確な動機があったと考えて不合理ではなく、現に、申立人は平成13年4月に、その時点で遡って納付可能であった11年3月までの保険料を納付していることから、可能な限り未納期間を解消しようとする意欲があったと認められることに加え、申立人は、13年4月にその妻の、その1か月後の同年5月に自身の平成13年度の保険料を、まとめて納付している。このように、保険料の納付意欲が高く、その資力もあったと考えられる申立人が、この時点で遡って納付可能であった申立期間の保険料を未納のまま放置したと考えるのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を平成13年5月以降も未納のままにしていたのであれば、申立人に対し申立期間である平成12年度の保険料に係る過年度納付書が発行されるはずであるが、オンライン記録には申立人に対し平成13年5月以降に納付書が発行されたことを示す記録は無いことに加え、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年1月に会社を退職したため、町役場で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、私が結婚するまでは、私の母親が納付していた。結婚後の保険料については、私が、郵送されてきた納付書を使って金融機関で、1か月当たり1,000円ぐらいを毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が納付していたとする金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続及び種別変更手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月及び同年5月

私は、昭和48年4月に、町役場の集金人から国民年金の加入を勧められたので、国民年金に任意加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の領収書を所持しているが、申立期間は国民年金の未加入期間であるという理由で、36年経た今になって、一方的に申立期間の国民年金保険料が還付された。私は、国民年金の加入当初から保険料を納付してきたので、保険料を還付するのではなく、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る保険料の領収書を所持しており、その領収書から申立期間の保険料を納付した事実が確認できる上、申立期間当時、保険料が還付された記録も無いことから、申立人の主張どおり、同年同月に任意加入の手続を行い、保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金に任意加入し付加年金にも加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年12月まで

私は、長女が誕生した昭和57年*月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、職員から、国民年金の年金受給資格月数が足りなくなるので、国民年金保険料を遡ってまとめて納付するように勧められたことから、市役所の窓口で10万円から12万円ぐらいの保険料を納付書により2回に分けて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、年金受給資格月数を満たすために国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間前に厚生年金保険の被保険者となっている期間があり、同年同月に加入手続を行っていた場合、申立人は遡って保険料を納付することなく年金受給資格月数を満たすことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとする昭和57年分の確定申告書を所持しているが、社会保険料控除欄に記載されている金額は、保険料を納付していない56年分の社会保険料控除欄の金額とほぼ同じであることから、申立期間の保険料は含まれていないものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和59年2月と推認でき、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できたものの、同手帳記号番号では、保険料が納付されてい

た形跡は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和43年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、詳細は分からないが、私の父親が金融機関や郵便局などで納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人が20歳になった昭和43年*月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が平成9年2月となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された同年1月以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 5560 (事案 2912 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から11年9月まで

私は、申立期間当時、学生であったので、私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれた。母親は、納付期限に間に合うように、郵便局で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

今回、再申立てに当たり、「私の母親が記憶していること」「私の母親が私に宛てた手紙」及び「私の母親の友人2名の証言」を新たな資料として提出するので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料の納付時期や納付期間については、はっきり分らないと述べるなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、複数の年度にわたり、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとも考えにくいことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、新たに「申立人の母親が記憶していること」「申立人の母親が申立人に宛てたとする手紙」及び「申立人の母

親の友人2名の証言」を当委員会に提出したが、その母親の記憶及びその母親が書いたとする手紙は、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける内容ではない上、その母親の友人2名からは、その母親が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5561

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料及び55年10月から59年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から59年7月まで

私の妻は、昭和55年10月に結婚した後に、区役所で私の国民年金の加入手続を行うと同時に付加年金の加入手続も行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が付加保険料を含めて定期的に納付書により郵便局で納付していた。

昭和55年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料及び55年10月から59年7月までの期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月に結婚した後に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その妻は、年金手帳の交付についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月に払い出されていることが確認できるが、申立人は過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧及びオンライン記録では、申立人が付加年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料及び55年10月から59年7月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこれらの保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料及び 55 年 10 月から 59 年 7 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月及び47年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月
② 昭和47年1月から51年3月まで

私の母親は、昭和45年7月又は同年8月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。47年1月に会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続についても母親が行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が、母親と私の二人分を一緒に郵便局で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月又は同年8月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その際に交付された年金手帳を現在も所持しており、その手帳のほかに年金手帳を交付された記憶は無いと主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳は、その様式から49年11月以降に発行された手帳である上、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から53年6月頃に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、前述したとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月頃に払い出されていることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 5 月まで

私は、平成 4 年 3 月頃に、5 年間勤めた勤務先を出産のために退職し、区役所で国民年金の加入手続を行った。夫の被扶養者となる機会に、それまで納付していなかった昭和 62 年 9 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料約 45 万円を遡ってまとめて区役所の窓口で納付し、年金手帳を受け取った。年金手帳にも昭和 62 年 9 月 7 日が被保険者となった日として記入されているので、申立期間の保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 3 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で遡ってまとめて納付したと主張しているが、保険料の納付は、納期限（各月の翌月末日）が 2 年より前の期間については納付することができないことから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 7 月に払い出されていることが確認でき、申立期間直後の 3 年 6 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることから、手帳記号番号の払出時点で遡って納付することができる申立期間後の保険料を過年度納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期から、国民年金手帳記号番号が払い出された時期までに、申立人は住所の異動が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人が所持する年金手帳に国民年金の被保険者となった日が昭和 62 年 9 月 7 日と記入されていることから、この時期からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、行政側の事務処理では、国民年金の被保険者となった日は、加入手続を行った時期や保険料の納付の有無にかかわらず、初めて国民年金の被保険者となるべき時期まで遡及するものであることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 54 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月以降に、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が家族全員分を一緒に納付していた。母親が私たち夫婦にしてくれていたように、現在は、私が息子夫婦の保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 48 年*月以降に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月まで

市の職員だった私の父親が、私が 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続を行った。父親からは、父親が同市の国民年金課の職員に、加入手続を依頼したと聞いている。加入手続後の国民年金保険料については、私が、送付された横長の納付書により金融機関で毎月納付していた。私の夫が昭和 57 年 3 月に会社を退職した頃からは、結婚前ではあったが、私か夫のどちらかが、二人分の保険料を一緒に毎月納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、申立人が、納付書により金融機関で毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、申立人が、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、過年度納付により申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、国民年金に加入した当初から国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、昭和 56 年 4 月から保険料の毎月納付が開始されたことが同市広報紙で確認できることから、加入当初から保険料を毎月納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から12年11月まで

私は、平成18年2月に社会保険事務所（当時）で、学生時代の国民年金保険料の未納について相談したところ、職員から、「当時学生であれば、今から保険料を納付することができる。」と聞いたので、後日、未納となっている期間の保険料を2回に分けて納付した。私は、申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年2月以降に社会保険事務所で、申立期間の国民年金保険料を、2回に分けて納付したと述べているが、その時点において、当該期間の保険料は、時効により納付することができない。そのため、申立人が、当該期間の保険料を同年同月以降に納付するには、当該期間当時、当該期間に係る免除又は学生納付特例の申請を行い、承認された上で追納するほかに、申立人は、当該期間当時、同申請を行っていないとしている上、オンライン記録にもその記録は無い。ちなみに、申立人の基礎年金番号は、13年1月に付番されており、当該期間は、その時点で同申請を行うことができない期間である。

また、前述のとおり、平成18年2月以降には、申立期間の国民年金保険料は、時効により現年度又は過年度納付で納付することはできないため、仮に免除等が承認され、追納により納付していたとしても、申立人が当該期間の保険料として納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料を追納により納付する場合に必要な金額と異なっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成18年2月以降は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の時期で

あり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 48 年 3 月まで

結婚した後の昭和 49 年 1 月頃、妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、妻が、職員から、国民年金は、20 歳から掛けなければいけないから、国民年金保険料を納めるように言われたため、その場で、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付した。

昭和 49 年 2 月に、妻が、48 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の国民年金保険料を納付し、その後、それほど遠くない時期に、申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 49 年 2 月以降のそれほど遠くない時期に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したとしているが、当該時期に、当該期間の保険料を一括して納付するためには、特例納付によるほかない。しかし、その妻が当該期間の保険料を納付したと説明している場所は、申立人が、その当時居住していた市の市役所支所であると考えられ、同市では、支所での保険料の特例納付及び過年度納付をすることはできなかったことに加え、特例納付による保険料の納付を希望した国民年金の被保険者には、特例納付に係る保険料の納付書を交付し、金融機関等で納付するように説明していたことが確認できるものの、その妻は、自身にとって遠方である金融機関にまで行って、保険料を納付したことは無いとしていることから、その妻は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、本申立てを行った当初、申立人の妻が申立期間の夫婦二人分の国民

年金保険料として納付したとしていた金額は、当該期間について、その当時の保険料額で計算した場合の合計額とおおむね一致しているものの、当該期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とは一致せず、その後の聴取において、その妻は、当該期間の保険料として納付した金額及び納付した時期については、はっきり憶えていないと述べるようになるなど、その記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

結婚した後の昭和49年1月頃、私が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、職員から、国民年金は、20歳から掛けなければいけないから、国民年金保険料を納めるように言われたため、その場で、昭和49年1月から同年3月までの保険料を納付した。

昭和49年2月に、私が、48年4月から同年12月までの9か月分の国民年金保険料を納付し、その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、それほど遠くない時期に、申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月以降のそれほど遠くない時期に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したとしているが、当該時期に、当該期間の保険料を一括して納付するためには、特例納付によるほかない。しかし、申立人が当該期間の保険料を納付したと説明している場所は、申立人が、その当時居住していた市の市役所支所であると考えられ、同市では、支所での保険料の特例納付及び過年度納付をすることはできなかったことに加え、特例納付による保険料の納付を希望した国民年金の被保険者には、特例納付に係る保険料の納付書を交付し、金融機関等で納付するように説明していたことが確認できるものの、申立人は、自身にとって遠方である金融機関にまで行って、保険料を納付したことは無いとしていることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、本申立てを行った当初、申立人が申立期間の夫婦二人分の国民年金

保険料として納付したとしていた金額は、当該期間について、その当時の保険料額で計算した場合の合計額とおおむね一致しているものの、当該期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とは一致せず、その後の聴取において、申立人は、当該期間の保険料として納付した金額及び納付した時期については、はっきり憶えていないと述べるようになるなど、その記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 55 年 9 月まで

私は、昭和 47 年 3 月に会社を退職したので、会社の寮を出ることになった。その際に、寮母さんから A 区役所 B 支所の場所を聞き、自宅に戻った同年 4 月頃に、同支所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が届いていたので、48 年頃に転居するまで、保険料を金融機関で納付していた。

昭和 48 年頃に、C 市に転居した際に、市役所で国民年金の住所変更手続を行ったが、国民年金保険料の納付書が届かなかったので、保険料を納付することができなかった。その後、A 区へ転居した後の 50 年頃に、C 市役所で転出届を提出した際に、市民税及び国民健康保険料と一緒に国民年金保険料をまとめて納付した。

転出届を提出した後、既に住んでいた A 区の区役所で国民年金の住所変更手続を行った。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が届いていたので、金融機関で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月頃に A 区役所 B 支所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 7 月に D 区において払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期及び加入手続場所についての申立人の主張と一致しない上、A 区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、A 区の自宅に戻った昭和 47 年 4 月から C 市に転居した

48年頃までの期間及びC市役所で転出届を提出した50年頃から55年9月までの期間については、自宅に納付書が届いていたので、金融機関で当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付期間、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和50年頃に、C市役所で転出届を提出した際に、それまで納付していなかった48年頃からの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人が納付したとする50年頃の時点では、48年頃の保険料は過年度納付となり、制度上、市役所では納付することができなかったこと、ii) 申立人は、保険料の納付期間及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は、102か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 7 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所について具体的な記憶は無いが、申立期間は国民年金に加入していたはずである。昭和 49 年*月には長男も誕生しているので、国民健康保険と国民年金に加入していなかったとは考えにくい。申立期間の国民年金保険料については、私又は妻が、金融機関又は郵便局で納付書により納付していたと思う。申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は国民年金に加入していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所の記憶が無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 9 月と推認でき、その時点で、申立人は 46 年 8 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から平成 2 年 2 月まで

私の国民年金の加入手続は、20 歳になってからしばらくたった昭和 55 年 6 月頃、年金手帳が送付されてきたので、父親が会社を休み、母親とともに区役所に行って、国民年金の加入手続を行ってくれたと聞いている。その際、半年分ぐらいの国民年金保険料をまとめて金融機関で納付した後、その領収書を区役所に持参したとも聞いている。

国民年金保険料については、当時学生だったので、両親が国民年金の加入手続した際にまとめて納付してくれた後も、しばらくは母親が金融機関で毎月納付してくれていた。その後は、父親の銀行口座から振替で納付してもらっている。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってからしばらくたった昭和 55 年 6 月頃、年金手帳が送付されてきたので、父親が会社を休み、母親とともに区役所に行って、国民年金の加入手続を行ってくれたと聞いていると述べているが、その送付されてきたとする申立人の年金手帳には、平成の元号が印字されているなど、申立人が 20 歳当時に使用されていた年金手帳とは考え難く、申立期間当時、別の年金手帳を所持していたとする主張も無い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の加入状況等から、平成 4 年 4 月頃と推認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記

号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡もうかがえない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親からも具体的な納付状況等についての証言を得ることはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年3月までの期間、同年9月から63年1月までの期間及び平成4年4月から5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から62年3月まで
② 昭和62年9月から63年1月まで
③ 平成4年4月から5年4月まで

私は、結婚後の平成8年8月に、両親から結婚前の国民年金保険料の納付記録を確かめてみるように勧められたため、管轄の社会保険事務所(当時)に出向き、結婚前の保険料の未納とされている期間と同期間の保険料を納付する場合の金額を教えてもらい、その参考資料として同社会保険事務所が発行した年金記録照会用紙を2通受け取った。同社会保険事務所で聞いた保険料額は、20数万円と高額だったので、自宅に戻り夫と相談し、夫が、私の未納とされている期間の保険料を、同年中に一括して納付してくれた。私は、申立期間①、②及び③の保険料が未納のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月に、社会保険事務所で自身の結婚前の国民年金保険料の未納とされている期間及び同期間の保険料額を聞き、その参考資料として、同社会保険事務所が発行した国民年金被保険者記録照会等の用紙を受け取り、その後、その夫が、同年中に同期間の保険料を一括して納付してくれたと述べているが、申立期間①、②及び③の保険料を納付したとするその夫は、同期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法を憶えていないなど、同期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人は、未納とされている期間の保険料額については記憶しているものの、同社会保険事務所が発行し、申立人が現在も所持している同資料には、申立人の保険料の未納と

されている期間及び同期間の保険料額に関する記載は見当たらない。

また、申立人が述べる平成8年8月以降においては、申立期間①、②及び③は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。ちなみに、申立期間①の一部、申立期間②及び③の保険料については、同期間当時、保険料の免除の申請を行い、承認されていた場合、同年同月以降に、追納により納付することは可能であるが、オンライン記録によると、申立人が、同期間に係る同申請を行っていた記録は確認できない。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 57 年 9 月末に勤務先を退職し、同年 10 月に市役所に婚姻届を提出した。その後、市役所の年金の窓口において、未納とされていた国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月に市役所に婚姻届を提出し、その後、市役所の年金の窓口において、未納とされていた国民年金保険料を納付した記憶があると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 12 月と推認され、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったと考えられる上、当該期間当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金に加入する場合は任意加入となることから、その未加入期間については、遡って加入することができず、保険料も遡って納付することができない期間である。

また、昭和 57 年 12 月以降において、遡って申立期間の国民年金保険料を納付することができないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、同年同月より前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同年 10 月から、実際の加入手続時期と推認される同年 12 月までの短期間に別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和55年4月に就職した際に、母親から、私が20歳になった54年*月に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと聞いた記憶がある。

また、私は、退職後の昭和58年4月にA区へ転居した際に、国民年金の再加入手続き及び住所変更手続きを行っていないし、59年4月にB区に転居した際には、国民年金の住所変更手続きは行わなかったが、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたので、その納付書により区役所で申立期間②の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和54年*月に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、61年2月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は同年4月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、その母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に直接関与し

ておらず、当該期間の保険料を納付していたとするその母親から直接事情を聴取することができないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、自宅に届いた国民年金保険料の納付書により区役所で申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、退職後の昭和 58 年 4 月に A 区へ転居した際には、国民年金の再加入手続及び住所変更手続は行っておらず、59 年 4 月に B 区に転居した際には、国民年金の住所変更は行わなかったとしていることから、申立人の自宅に保険料の納付書が届いていたとは考え難い上、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 2 年 10 月から 3 年 3 月まで

国民年金第 3 号被保険者の未届問題が二度ほど大きく報道された時期があったと思うが、私は、その最初のとときに、確認のために区役所支所へ行った。同支所で年金記録を調べてもらおうと、国民年金保険料に未納があることが分かった。未納分を計算してもらい、主人に相談した上で、納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、区役所支所で年金記録の確認を行った際、未納期間があることが分かり、未納分を納付するための金額を計算してもらった上で、数日後に納付したと述べている。

しかし、現在、申立人の基礎年金番号とされている記号番号は、平成 3 年 4 月に結婚した申立人が、国民年金の第 3 号被保険者となったことを契機に、同年 5 月に払い出された国民年金手帳記号番号であり、同手帳記号番号が 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入に伴い、そのまま基礎年金番号とされたものであることが確認できる。申立期間①及び②の国民年金の被保険者期間は、10 年 5 月に、当該基礎年金番号に厚生年金保険の記号番号が統合されたことに伴い、その時点で初めて記録されたものであり、記録統合が行われた同年同月の時点では、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、区役所支所で年金記録の確認を行い、国民年金保険料を納付した時期を、これまで国民年金第 3 号被保

険者の未届問題が大きく報道された時期が二度あり、その最初のときだったと思うが、その具体的な時期までは分からないとも述べている。確かに、申立期間②の保険料については、その始期である平成2年10月の保険料の納付時効は4年11月であることから、同年同月以前であれば、申立人は当該期間の保険料を全て納付することはできた。しかし、これまでに第3号被保険者の未届問題に対処するため、後から届出があれば、遡って第3号被保険者の届出があったものとみなす、いわゆる「3号特例」は、二度実施されてはいるものの、その一度目は7年4月から9年3月までの期間に実施されていることや、申立人が、区役所支所で年金記録の確認を行った際に年金手帳に押されたと考えられるゴム印は、同支所では、7年以降に使用を開始したものであるとしていることを踏まえると、申立人が、報道を契機に区役所支所で年金記録の確認を行ったとする時期は、同年以後と推認でき、申立人が当該期間の保険料を時効が到来する4年11月以前に納付したと考えることは難しい。

さらに、申立期間①の国民年金保険料については、当該期間当時において、申立人に対して、平成3年5月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていれば、納付することは可能であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人も、当該期間当時において、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとは述べていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5576

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 7 月まで

私は、父親から、「会社を退職したときは、国民年金に加入するように。」と厳しく言われていたため、昭和 62 年 3 月に会社を退職したときも、間もなく市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同市役所から送られてきた納付書で、定期的に申立期間の国民年金保険料を納付していた。私は、国民年金への切替手続きを行いながら、保険料を納付しなかった理由も見当たらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に会社を退職後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べているが、オンライン記録では、平成 5 年 3 月に申立期間についての国民年金第 1 号被保険者の資格取得及び同資格喪失の記録が追加処理されていることから、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きに係る届出はなされていなかったと考えられ、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金への切替手続き後、納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、上述のとおり、当該期間当時は、国民年金への切替手続きに係る届出はなされていなかったと考えられることから、同保険料の納付書が発行されていたとは考えにくく、国民年金第 1 号被保険者の資格記録が追加処理された平成 5 年 3 月の時点においては、当該期間は、時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年3月まで

私が20歳になったとき、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。私が就職するまでは、母親が学生納付特例の申請手続きを毎年行い、国民年金保険料の納付猶予を受けていた。平成15年3月に転居した際にも、母親が私の学生納付特例の申請を行ってくれたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年*月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、学生納付特例の申請手続きを毎年行っていたと主張しているが、申立期間前の同年同月から15年3月までは学生納付特例期間となっているものの、転居後の平成15年度については、同手続の申請を行った形跡はうかがえない。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例を申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。